

小 平 市  
福祉のまちづくり推進計画  
( 素案 )

小平市健康福祉部



## 目 次

1	福祉のまちづくり推進計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	福祉のまちづくりの事業展開と法制度	・ ・ ・ ・ ・ 2
3	福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 5
	(1) 推進計画の性格	
	(2) 計画期間	
	(3) 目 標	
	(4) 推進方向	
4	福祉のまちづくり推進計画の施策の基本的方向	・ ・ ・ ・ ・ 10
	(1) 施策の基本的方向	
	(2) 推進体制	
5	福祉のまちづくりの施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 16
	(1) ハード面での整備の推進	
	(2) ソフト面での整備の推進	
6	福祉のまちづくりの推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 22
	〈用語の説明〉	・ ・ ・ ・ ・ 23



## 1 福祉のまちづくり推進計画策定にあたって

小平市では、平成9年3月に来るべき21世紀の高齢社会においても私たち市民が住み慣れた“こだいら”のまちに、いつまでも安心して暮らしつつつけられるようにとの願いをこめて「小平市福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、やさしい地域社会“こだいら”を構築するための第一歩となるとともに、市民、事業者そして行政が、力を合わせて福祉のまちづくりを推進するためのものです。

そのために、本条例第8条において、市は「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を策定」することとしています。

市では、平成12年9月に「小平市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、目標の「だれもが住みよいまち“こだいら”の実現」に向けて推進してまいりました。

この「小平市福祉のまちづくり推進計画」の計画期間が終了したことにより、新たな推進計画を策定することといたしました。

平成18年8月に、小平市福祉のまちづくり条例第12条に基づいて、高齢者、障がいのある人、児童分野の方々及び公募市民並びに学識経験者による15名の委員構成で、「小平市福祉のまちづくり推進協議会」を発足し、「小平市福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方と施策の基本的方向について」に関して協議を重ねてまいりましたが、平成19年2月2日に市長に対して答申がされました。

それを受けて、市では8部24課の庁内体制で、「小平市福祉のまちづくり推進計画庁内会議」を開催して、小平市福祉のまちづくり推進計画を策定いたしました。

この推進計画は、これからの福祉のまちづくりを推進する上で、基本的考え方となるもので、推進計画の目標である「だれもが住みよいまち“こだいら”の実現」に向けて、一歩でも近づければと考えます。

## 2 福祉のまちづくりの事業展開と法制度

小平市福祉のまちづくりは、平成12年9月に策定した「小平市福祉のまちづくり推進計画」に基づき、建物、道路、公園など公共施設のハード面のバリアフリー化と、ソフト面での啓発活動などの両面から行っています。

### 【これまでの主な取り組み】

#### 平成12年度

- 小平市福祉のまちづくり推進計画策定  
(計画期間：平成12年度～平成16年度)
- 新小平駅にエスカレーター設置工事
- 東部・西部市民センターのバリアフリー工事
- 車いす体験（フィールドワーク及びワークショップ）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（2回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（6回）

#### 平成13年度

- 歩道のバリアフリー化工事（10か所）
- 市立公園のトイレの様式化及び手すりの設置（22か所）
- 公民館のバリアフリー化工事（6館）
- 車いす体験（フィールドワーク及びワークショップ）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（3回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（3回）

#### 平成14年度

- 歩道のバリアフリー化工事（11か所）
- 東部公園、上水公園にだれでもトイレの設置
- 図書館（地区館4館）、中央体育館、武道館のバリアフリー化工事
- 車いす体験（フィールドワーク及びワークショップ）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（3回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（4回）
- 小平市新地域保健福祉計画策定  
(計画期間：平成15年度～平成19年度)

平成15年度

- 歩道のバリアフリー化工事（6か所）
- ふれあい下水道館、ほのぼの館のバリアフリー化工事
- 車いす体験及び高齢者擬似体験の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（2回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（2回）

平成16年度

- 歩道のバリアフリー化工事（2か所）
- 福祉のまちづくりの啓発（中央公民館において、パンフレットの配布・車いす体験・高齢者擬似体験・市民意見聴取）

平成17年度

- 歩道のバリアフリー工事（2か所）
- 福祉のまちづくりの啓発（中央公民館において、パンフレットの配布・車いす体験・高齢者擬似体験・市民意見聴取）
- 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定  
（計画期間：平成17年度～平成19年度）

平成18年度

- 歩道のバリアフリー化工事（1か所）

【福祉のまちづくりに関する法制度】

法 律	東京都における条例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法）」 平成6年6月制定</li> <li>・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法）」 平成12年11月制定</li> <li>・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正」 平成15年3月改正</li> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法）」 平成18年12月施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都福祉のまちづくり条例」 平成7年3月制定</li> <li>・「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称ハートビル条例）」 平成16年7月施行</li> </ul>



### 3 福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方

#### (1) 推進計画の性格

本計画は、小平市福祉のまちづくり条例により設置された「小平市福祉のまちづくり推進協議会」からの、市長への答申内容を基本として策定するもので、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画です。計画策定にあたっては「小平市第三次長期総合計画」及び「小平市新地域保健福祉計画」をはじめ、必要な関連施策との整合性を図って策定したものです。

#### (2) 計画期間

平成19年度から平成28年度までの10年間としています。

なお、この計画は、社会情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

#### (3) 目標

小平市の福祉のまちづくりの目標は、『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現することにあります。その基本的な考え方は、障がいのある人、高齢者、子どもや妊産婦の方などにとってやさしいまちづくりが、すべての市民にとってもやさしいまちであるということを理解し合える、安全で安心して利用できる施設の整備やサービスの向上を目指すことです。

#### (4) 推進方向

『だれもが住みよいまち“こだいら”』の実現にむけて、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まですべての市民が、自由にまちへ出ることができ、自由に社会参加のできるまちづくりをするために、次の6項目を推進していきます。

##### ① 障がいのある人もない人も子どもから高齢者までが地域で暮らすことのできるノーマライゼーションを基本とした福祉のまちづくり

障がいがあるから、高齢者だからということで、自由にまちに出かけたり、自由に社会参加をする機会を失うことがなく、市民生活を送ることのできるようなまちづくりです。

また、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、共に理解し合い、地域で支え合って、安全で安心して住みつづけることのできるまちにしたいという気持ちを持つことができるまちづくりを目指していきます。

## ② 物理的バリア・制度や仕組みのバリア・情報のバリア・意識のバリアのバリアフリー（バリアをなくすこと）を推進する福祉のまちづくり

私たちの暮らす社会には、さまざまなバリア（障壁）があります。

この計画では、バリアの種類を次のように分類しました。

### ○ 〈物理的バリア〉

一般的に、道路や公共交通機関や建物などを利用する時に、移動の妨げとなるバリアのことです。たとえば、歩道の段差、建物の階段や幅の狭い通路などにより、車いすなどの利用が困難になることです。

### ○ 〈制度や仕組みのバリア〉

法令・制度などがあることによって制限を受けるバリアのことです。たとえば、資格取得や大学などを受験する時に、障がいを理由に除外されることです。

### ○ 〈情報のバリア〉

情報を入手する際に困難をもたらす構造のバリアです。たとえば、視覚障がいのある人にとっては、活字だけによる広報紙や新聞、さらには視覚だけの信号機では情報の収集ができないことです。

また、聴覚障がいのある人にとっては、音声言語だけによるコミュニケーションの困難や、鉄道駅・電車内でのアナウンス情報、または緊急時の警報などのサイレンなどの音声だけでは、必要な情報が伝わらないことです。

### ○ 〈意識のバリア〉

社会の中にある心や気持ちのバリアです。たとえば、高齢者や障がいのある人に対する知識不足や誤解による偏見や差別など、人々の心の中にあるバリアです。

以上、バリアを大きく4つに分類しました。

一般的に、〈物理的バリア〉を「ハード面のバリア」といい、〈制度や仕組みのバリア、情報のバリア、意識のバリア〉を「ソフト面のバリア」といいます。

障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民が生活していく上で、これらのバリアを感じないように、一つ一つ解消していくまちづくりを進めていきます。

## ③ ハードとソフトが連携した福祉のまちづくり

まちづくりは、建物、道路や公園などにあるバリアを解消するハード面の整備と、制度や仕組み、情報の発信・収集、意識や福祉教育といった普及・啓発のソフト面の整備をすることが必要です。

ハード面、ソフト面の一方の整備だけでは、バリアのすべてを解消できるものではありません。

たとえば、ハード面の建物や設備のバリアフリー化だけでなく、ソフト面となる、だれにでもわかる案内標示板の設置やパンフレットなどを作成することで、利用しやすい施設となります。

このように、ハード面とソフト面の連携したまちづくりを進めていきます。

#### ④ だれもが使いやすいユニバーサルデザインの福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者、障がいのある人や子どもたちといった、特定の人を対象としたバリアフリー化だけを行うのではなく、建物や道路の整備、制度や仕組みづくりの計画段階から、どこでも、だれでも、自由に、使いやすくそして住みやすい環境を整備していこうというものです。

この、ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進していくためには、障がいのある人や高齢者に対して正しく理解をして、やさしい心や助け合いの心を持つ、心のユニバーサルデザインの考え方が必要となります。このように、ユニバーサルデザインは幅広い考え方として用いられています。

障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民にとって、安全で安心して生活できるまちを目指すためには、生活者の視点に立ち、当事者の参画によるユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

#### ⑤ 市民・事業者・行政との協働に基づく福祉のまちづくり

この計画の目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現するためには、ユニバーサルデザインのまちづくりを、市民、事業者、行政がそれぞれの持っている力を十分に発揮し、それぞれが責任と自覚を持って、まちづくりに取り組むことが必要です。

三者がそれぞれの立場で別々にまちづくりを行うことは、効率のよいまちづくりにはなりません。

市は、市民一人ひとりの持つ地域での力、事業者の持つ地域の経済力や社会システムの力を相互調整し、まとめる、いわば「プロデューサー」としての役割を併せ持つことが必要です。

そこで、目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現するためには、この三者がそれぞれの情報を提供し、共通に認識して、効果的、

効率的に協働でまちづくりを進めていきます。

#### ⑥ “こだいら”らしい支え合いと温かみのある福祉のまちづくり

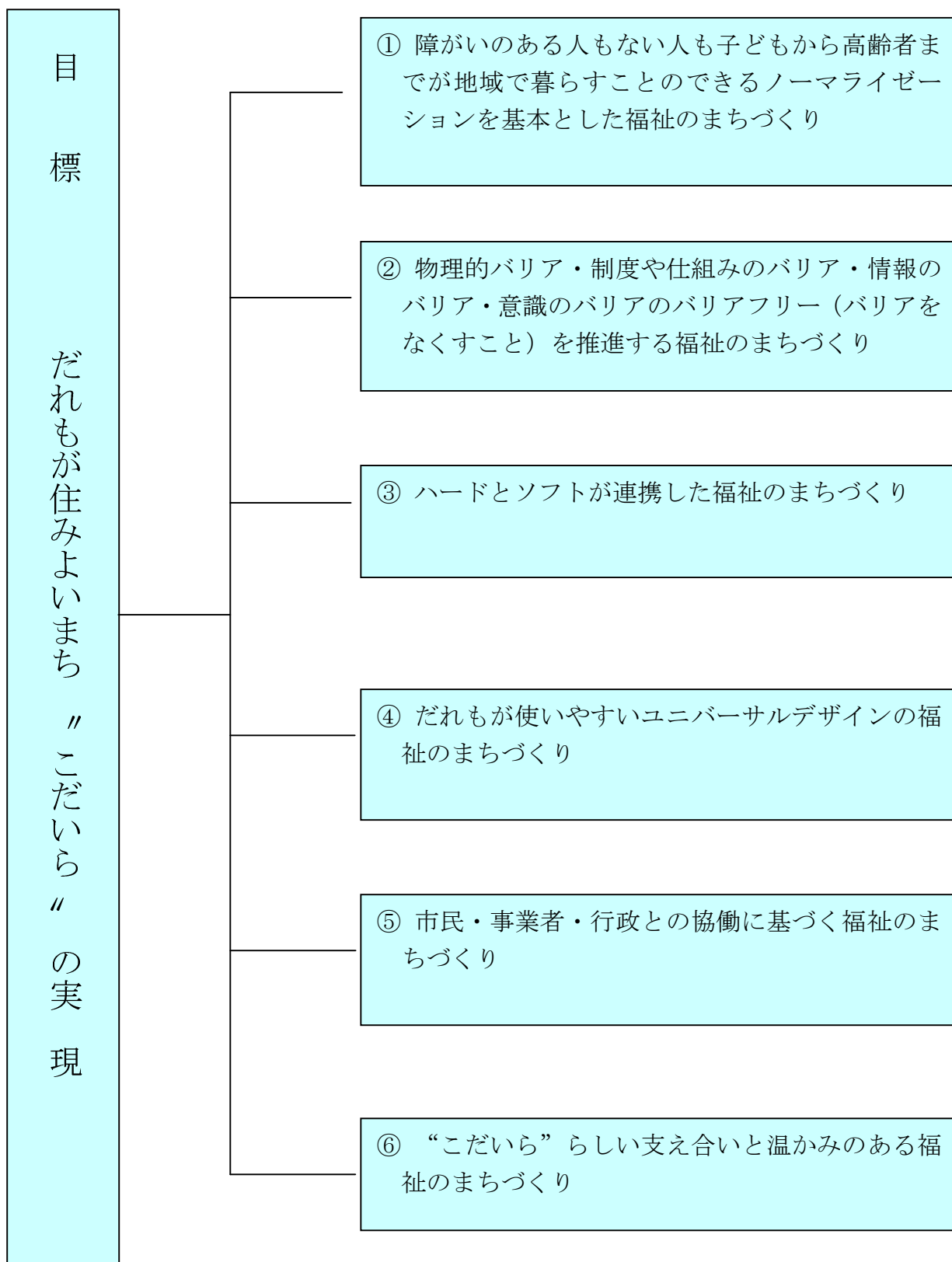
これまで小平市は、玉川上水や武蔵野の面影を残した雑木林などの水と緑に育まれてきた歴史と文化を背景に、高齢者や障がいのある人や子どもたちにやさしいまちとして発展してきました。

これからも、だれにもやさしい、安全で安心して生活することのできるまちづくりを、地域の中で話し合い、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを、市民と事業者と行政が協働で推進することが必要です。

支え合いと温かみのあるまちづくりとは、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、手助けを必要としている人に対して自然に協力することができたり、自らが進んで自然に声をかけたり、助け合いや見守りができる地域社会です。地域の仕組みづくりや、人と人の心のつながりを図るための普及・啓発を進めていきます。

また、家庭や小・中学校などで、できるだけ早い時期から福祉教育などを実施し、地域社会の一員として生活する中で、福祉のまちづくりの考え方の普及・啓発を進めていきます。

◇福祉のまちづくりの目標を達成するための6つの推進方向



## 4 福祉のまちづくり推進計画の施策の基本的方向

### (1) 施策の基本的方向

本計画は、施設整備などのハード面と、情報の発信・収集、制度や仕組み、普及・啓発などのソフト面の両面から、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした、まちづくりを市民、事業者、行政との三者の協働によって、推進するものです。

そして、ハード面となる旅客施設や建築物などの整備については、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、さらに整備は進むことと予想されます。

また、ソフト面の整備では、介護保険法による高齢者のための地域福祉サービス、障害者自立支援法による障がい者のための地域福祉サービス、次世代育成支援対策推進法による子育て支援などから、福祉のまちづくりに関連するものを含む、幅広い観点からの整備についても検討していきます。

今回、示された「福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方と施策の基本的方向について」の答申に基づき、次の7つを、施策の基本的方向とします。

#### ① 公共交通機関のバリアフリー化

鉄道をはじめとする公共交通機関が、高齢者や障がいのある人などの移動制約者に対して担う役割は今後もますます重要となり、ハード面とソフト面の両面で整備を推進していきます。

ハード面では、鉄道駅のバリアフリー化や、公共交通を利用することが困難な移動制約者に対する支援として、特定非営利活動法人（NPO法人）などが実施しているドア・ツー・ドアの運送を含め、移動手段を総合的に検討して推進していきます。

また、ソフト面では、駅などを利用する側のマナー向上のための啓発や、バス事業者に対してノンステップバス増車の要請を行っていきます。

#### ② 建築物のバリアフリー化

新築の建築物については、小平市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿って指導をしていますが、既存建築物に対するバリアフリー化などの整備が不十分であるため、新たな指導方法などを検討していきます。

そして、既存建築物や、小平市福祉のまちづくり条例の適用外となる小規模な新築の建築物のバリアフリー化の設計、あるいは、改修などを行う

際に、設計事務所や建設事業者などに対し、積極的に福祉のまちづくりに沿った整備を行うよう啓発を図っていきます。

また、商店街などの建築物のバリアフリー化については、事業者と行政が協働して、生活者の視点に立ち、当事者の意見を取り入れるなどして、バリアのないユニバーサルデザインに配慮した、福祉のまちづくりのための啓発を行っていきます。

そのためには、生活者である市民との話し合いの機会を持つことや、福祉のまちづくりの相談窓口の整備など、市がソフト面での整備を推進していきます。

### ③ 道路環境のバリアフリー化

だれもが安全で快適に通行できる道路・歩道をつくるためには、道幅の確保や、道路・歩道の段差の解消を行い、路面が連続して平坦になるようにすることや、見やすいサインによる標示誘導など、生活者の視点での整備を推進していきます。

また、歩行者・自転車・自動車などが、お互いに安全で快適に通行できる道路整備について検討することが必要です。

さらに、市内にある都道については、管理者の東京都に対して、福祉のまちづくりに沿った整備を要請していきます。

そして、道路環境の整備については、ハード面の整備だけでなく、交通安全教室の充実を図り、特に、子どもたちに対しては、小さい頃から交通安全教育を行っていきます。

また、放置自転車や歩道上の看板や植木など、車いすを使用する人、視覚障がいのある人、さらにはベビーカーを使用する人にとってはバリアとなります。自転車利用者の交通ルールだけでなく、事業者に対しては道路・歩道などの目的外使用に対する指導や、道路・歩道を通行する際のモラルやマナー向上のための、普及・啓発活動を行っていきます。

### ④ 公園のバリアフリー化

だれもが使いやすく、ユニバーサルデザインの公園とするため、出入り口などの段差の解消、利用しやすい水飲み場やトイレなどの整備といった、バリアのない公園の整備を推進していきます。

また、市民の知恵や提案を活用し、自由に安全で安心して遊ぶことのできる広場のある公園や、自然環境を体験できる公園など、地域の特性を活かした特色ある公園の整備をすることで、だれもが楽しめる公園を、維持管理を含め、市民とともに検討していきます。

#### ⑤ 子どもを育てやすい環境の整備

少子化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加など、子育て環境が大きく変化し続ける中で、各年代層において、いきいきと安全で安心して生活できるまちづくりが必要です。

そのためには、ハード面の施設、道路、公園などの整備だけでなく、子育て支援の観点から、健康相談、子育て相談、地域での見守りや、地域や行政が協力し合って実施する安全パトロールといった制度や仕組みなどの、ソフト面での整備を推進していきます。

#### ⑥ 居住環境のバリアフリー化

居住環境では、生活する建物のバリアフリー化だけでなく、地域の環境を含めたバリアフリー化やユニバーサルデザインを基本に、地域の特性を活かしたまちづくりが必要となります。

地域の中で暮らすすべての市民にとって住みやすい居住環境になるよう、道路などの公共施設、生活に密着した買い物をする商店などのバリアフリー化や、地域での見守り、助け合いなどの仕組みづくりを、市民、事業者、行政とで検討していきます。

また、高齢者や障がいのある人が地域で暮らすことのできる、住宅やグループホームなどの整備について推進していきます。

さらに、地域づくりでは、地域福祉活動を実施している小平市社会福祉協議会と協働して推進していきます。また、市内の社会福祉施設や大学などとの連携や仕組みづくりなどを検討していきます。

#### ⑦ 障がいのある人・高齢者・子育て支援施策の推進

これからの福祉のまちづくりを検討していくには、そこで暮らす、障がいのある人もない人も子どもから高齢者までが、安全で安心して生活していくための施設整備などハード面の整備だけでなく、見守り、助け合いなどの仕組みづくりや、法的な施策におけるソフト面からの支援を含め、福祉のまちづくりとして検討していきます。

また、高齢者・障がいのある人・子育て支援など個々の事業計画や実施については、「小平市福祉のまちづくり推進計画」の理念を踏まえ、相互の連携を図りながら推進していきます。



## (2) 推進体制

福祉のまちづくりを実際に行っていくためには、その推進体制として、次の5点から構成される体制をとって実施していきます。

### ① 推進主体と役割

福祉のまちづくりは、生活者の視点に立って、市民、事業者、行政が、その目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』の実現のために協働し、一体となってまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、それぞれの立場で、それぞれの役割を明確にすることが大切です。市民・事業者・行政、それぞれが役割を果たすことにより、福祉のまちづくりの目標に、一步一步進んで行くものと考えます。

#### ア) 市の役割

小平市福祉のまちづくり条例第4条で、「市は、事業者及び市民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するために、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりをさらに認識し、行政の力を発揮して施策を実行することが必要です。

そして、市民・事業者の持つ力を調整しまとめる役割をあわせて行っていきます。

#### イ) 事業者の役割

小平市福祉のまちづくり条例第5条で、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、自らの施設を新築や改修する場合に、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく施設整備をするとともに、販売業などの場合は、店内の商品を手にとって見やすい配置に配慮するなど、サービスの提供と向上に努めることが必要です。

#### ウ) 市民の役割

小平市福祉のまちづくり条例第6条で、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力し

て福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、一人ひとりの持つ力を活かし、個人がそれぞれの才能を発揮し、福祉のまちづくりへ積極的に参画することで、地域の仕組みづくりなどを行うことが必要です。

また、地域でさまざまな市民相互の交流を行うことで、相互に理解と協力関係を深めることにつながります。

## ② 福祉のまちづくり推進のための支援・誘導など

市は、市民に対し福祉のまちづくりを推進するための啓発活動や、自発的、積極的な市民の活動に対し支援協力をすることが必要です。

たとえば、自治会などで地域の仕組みづくりなど検討する際に、情報の提供など支援を行っていきます。

行政は、事業主や設計者などに対しても、自発的、積極的にユニバーサルデザインに取り組むよう要請や啓発を行い、また、市民・事業者が福祉のまちづくりの基盤づくりなどのために、情報の共有化を図る場合いなどへの支援も積極的に行っていきます。

さらに、施設整備などをする際には、計画・設計の段階から利用する当事者の参画や、話し合いの場の設定や生活者の視点に立った施設整備を推進していきます。

## ③ 地域における福祉の環境づくりの推進

地域における福祉のまちづくりのための環境づくりは、施設整備、地域環境や自然環境など、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民が住みやすい環境づくりを目指すことが必要です。

建物や道路などの公共施設のハード面の整備については、バリアフリー化を行っていきます。また、地域における人づくりや市民相互のネットワークづくりへの、普及・啓発を行っていきます。

また、犯罪・災害に強いまちづくりを目指し、高齢者や障がいのある人などを地域ごとに見守り支え合うための基盤づくりを、市民、事業者、行政が協働して行うことが必要です。特に、災害時における高齢者や障がいのある人などの、いわゆる災害時要援護者対策については、幅広い観点から早急に検討を進めることが必要と考えています。また、既存の社会福祉施設などの協力体制について、施設と調整し検討していきます。

さらに、地域で子どもを見守るためのネットワークづくりをすることが大切です。そのためには、学校・家庭・地域・行政が連携を図り、お互いの情報の共有化により地域づくりを行っていきます。

#### ④ 連携の促進

福祉のまちづくりは、行政だけの力ではなし得ないものであり、市民、事業者、行政それぞれの中での連携とともに、市民と行政、市民と事業者、事業者と行政、といった連携が、福祉のまちづくりにおけるさまざまな課題を効果的、効率的に解決していきます。

また、地域福祉活動を実施している小平市社会福祉協議会の力を活かした地域づくりや、積極的に地域活動を行っているボランティアや特定非営利活動法人（NPO法人）などとの連携を図っていきます。

さらには、地域にある社会福祉施設や大学などと連携体制を日ごろから築いていくことが、地域の見守り、犯罪や災害時などに、地域力として大きな力を発揮するものと期待され、連携を検討していきます。

#### ⑤ 福祉のまちづくりについての普及・啓発

福祉のまちづくりを推進するにあたっては、ユニバーサルデザインを基本とした、福祉のまちづくりの理念を理解・認識するとともに、高齢者や障がいのある人などに関する知識を深めるための普及・啓発が必要です。

特に、福祉のまちづくりは、市民にとっても、市にとっても、一番身近なまちづくりとなるため、市の果たす役割はますます重要となります。

普及・啓発は、市職員をはじめ市民・事業者に対して行うことで、福祉のまちづくりに対する理解がさらに深まります。市民相互に助け合う心の豊かさを深め、心の通い合う温かいまちづくりを目指していきます。

また、障害のある人や高齢者との交流や体験を通して、直接意見を聴くことや相手の気持ちになって考えることが必要です。

そして、現在行われている学校や地域での、児童・生徒などに対する福祉教育をさらに推進していきます。

福祉のまちづくりにおける普及・啓発活動は、市民・事業者・行政が一体となって、情報の共有化をして推進していきます。

## 5 福祉のまちづくりの施策の推進

福祉のまちづくりの施策の推進については、市民、事業者、行政にとって身近なまちづくりとして、バリアのない安全で安心して生活することができ、犯罪や災害にも強いまちづくりを目指すことにあります。そのために、本計画に掲げた6つの推進方向を基本に、目標実現のため三者が協働して推進していきます。

そして、小平市福祉のまちづくり推進計画に基づく推進事業は、ハード面の道路、公園、建物などの整備と、ソフト面の制度や仕組み、情報の発信・収集、意識や福祉教育の普及・啓発など、両面から整備を推進していきます。

特に、市民、事業者、行政の連携や体制づくりのための、普及・啓発については積極的に実施していきます。

### (1) ハード面での整備の推進

ハード面の整備においては、円滑に移動がしやすいバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進していきます。

#### ○ 市立施設のバリアフリー化

市役所・図書館・公民館など、市立施設のバリアフリー化については、主要道路から受付までの点字誘導ブロックの設置、出入り口の段差の解消、階段の手すりの改修などを実施してきました。

(地域文化課・高齢者福祉課・教育庶務課)

(主な推進方向)

- ・地域センター・公民館などのバリアフリー化を行っていきます。  
(トイレなどの改修)
- ・小・中学校の大規模改修の際に、バリアフリー化を行っていきます。  
(エレベーター・だれでもトイレの設置)

#### ○ 道路、歩道などのバリアフリー化

道路、歩道の整備については、連続した平坦な道路や歩道にするための整備を計画的に実施しています。その際、視覚に障がいのある人や、車いすなどを利用する人にとっても、やさしい、ユニバーサルデザインのブロック(UDブロック)を併せて設置しています。

(みちづくり課・交通対策課)

(主な推進方向)

- ・歩道の整備は、駅周辺や公共施設周辺を中心に、計画的に整備をする  
とともに、道路整備の段差の解消などとも併せて行っていきます。
- ・見やすいサインによる標識などの整備を行っていきます。

#### ○ 公園のバリアフリー化

公園は、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者までが利用しやすい公園を目指して、公園出入り口の段差などの解消と共に、車いすを利用する人にとっても利用しやすい水のみ場の設置や、トイレの整備を行っていきま  
す。 (水と緑と公園課)

(主な推進方向)

- ・公園の整備については、利用しやすいバリアのない公園の整備や、改修を行っていきま  
す。

#### ○ 鉄道駅のバリアフリー化

市内には7つの鉄道駅があり、小川駅・小平駅・花小金井駅には、エレベーター・エスカレーターと車いす対応トイレを、新小平駅には、エスカレーターと車いす対応トイレを、事業者と共に整備をしてきました。  
(高齢者福祉課・まちづくり課)

(主な推進方向)

- ・駅のバリアフリー化については、鉄道事業者と話し合い、整備に向けて検討していきま  
す。(鷹の台駅・新小平駅のバリアフリー化)

## (2) ソフト面での整備の推進

ソフト面の整備の推進においては、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発と、地域での助け合いや人間関係づくりなどの支援や普及・啓発を行っていきます。

### ○ 福祉のまちづくりへの普及・啓発

バリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を基本とした、福祉のまちづくりのための普及・啓発として、セミナー、市民懇談会、高齢者擬似体験・車いす体験やパンフレットの配布などを、職員、市民、事業者へ普及・啓発を行っています。

(高齢者福祉課・関連部署)

(主な推進方向)

- ・職員・市民・事業者への福祉のまちづくりのための、普及・啓発を行っていきます。
- ・車いす体験や高齢者擬似体験による啓発を実施していきます。
- ・自治会などへの、啓発を実施していきます。
- ・市報やホームページなどによる啓発を行っていきます。
- ・福祉のまちづくり啓発用パンフレットの作成を行っていきます。
- ・商店街のバリアフリー化へ向けての、話し合いや啓発を行っていきます。
- ・市内にある都道の管理者である東京都に対して、バリアフリー化への整備の要請を行っていきます。
- ・整備基準や民間施設整備の指導方法などの検討を行っていきます。

### ○ 民間施設などのバリアフリー化

小平市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、民間施設の建築に伴う指導および助言を行っています。

(高齢者福祉課・まちづくり課・たてもの整備課)

(主な推進方向)

- ・民間の施設整備については、小平市福祉のまちづくり条例に基づく、特定施設への指導・助言を行っていきます。
- ・設計事務所や建設事業者には、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した、設計・建設を行うよう啓発を行っていきます。

### ○ 住宅改修の支援

障がいのある人や高齢者の個人住宅への、段差の解消やお風呂の改修

など、バリアフリー化のための住宅改修の支援を行っています。

(介護福祉課・障害者福祉課)

(主な推進方向)

- ・障がいのある人や高齢者の個人住宅への、バリアフリーのための改修支援を行います。

#### ○ 障がいのある人や認知症高齢者への居住環境の支援

障がいのある人や認知症高齢者の人たちが、地域で生活するためのグループホームの整備を行っています。

(高齢者福祉課・障害者福祉課)

(主な推進方向)

- ・障がいのある人や認知症高齢者のための住宅支援については、介護保険事業計画や障害者自立支援法に基づき整備を行います。

#### ○ 子どもたちへの福祉教育の推進

福祉教育は、早い段階から行うことが必要であり、市内の小学校4年生を対象とし、福祉読本（ともに生きるまち小平）の給付を行い、福祉教育を実施しています。また、小平市社会福祉協議会においても、子どもボランティアスクールなどを通して、車いす体験、高齢者擬似体験や福祉施設などでの体験を実施しています。

(指導課)

(主な推進方向)

- ・小学校や小平市社会福祉協議会などで実施している福祉教育を、推進していきます。

#### ○ 道路環境、交通安全教室などの普及・啓発

市民を対象に交通安全教室を実施すると共に、市報などにより自転車利用マナー向上のための啓発を行っています。

通行しやすい歩道の確保など、放置自転車の撤去や、交通パトロールによる看板などの撤去を行っています。

(みちづくり課・交通対策課・教育委員会)

(主な推進方向)

- ・交通安全教室や交通安全思想の普及・啓発を行います。
- ・自転車利用者などへの、マナー向上のための啓発を行います。
- ・放置自転車や歩道上の看板などの撤去や指導を行います。

## ○ 地域づくりのための支援や普及・啓発

犯罪や災害に強いまちづくりをするために、自主防犯組織、自主防災組織の育成をはじめ、地域との話し合いや啓発用のパンフレットの配布を行っています。また、子どもたちの見守りのための地域安全講習会、地域やボランティアによるパトロールなどを実施しています。

(防災安全課・高齢者福祉課・指導課・生涯学習推進課)

(主な推進方向)

- ・ 防災・防犯講習会、リーダー講習会を実施していきます。
- ・ 災害時要援護者の、避難方法や避難場所（社会福祉施設を含む）などについて検討を行っていきます。
- ・ 地域での安全パトロールなど、地域と協働して充実を図っていきます。
- ・ 地域での仕組みづくりのため、自治会などへ普及・啓発を行っていきます。
- ・ 子どもの見守りのための、ネットワークづくりなど地域と協働して行っていきます。
- ・ 学校・家庭・地域・行政が連携した地域づくりを行っていきます。
- ・ 地域づくりのため、小平市社会福祉協議会、社会福祉施設、大学、ボランティア、**NPO** 法人などとの、幅広い連携を検討していきます。
- ・ 犯罪や災害時の、地域づくりの普及・啓発を行っていきます。

## ○ 子育て環境の支援

子育て支援として、保育園における延長保育の開始や、家庭福祉員の増員など、ゼロ歳児保育の充実や、幼稚園での預かり保育の実施、学童クラブの増設などを行ってきました。

(児童課・保育課・健康課)

(主な推進方向)

- ・ 子育て支援のための、多様な保育サービスの推進を行っていきます。
- ・ 幼稚園アットホーム事業や学童クラブの充実を図っていきます。
- ・ 乳幼児の親子を対象に、親と子のメンタル相談の実施を行っていきます。
- ・ 地域の育児グループなどへの支援ために、関係機関などと情報交換をして、支援体制づくりをするための母子保健ネットワークの充実を図っていきます。



## ○ 移動制約者への支援

移動制約者に対する支援として、リフト付乗用自動車運行支援や、福祉タクシー利用者へのタクシー券の補助を行っています。

また、平成17年度に、多摩地域福祉有償運送運営協議会において、特定非営利活動法人（NPO 法人）が実施していた福祉有償運送の必要性について協議を行った結果、道路運送法第79条の適用事業者として、5団体が運営を開始しました。

（高齢者福祉課・障害者福祉課・まちづくり課）

（主な推進方向）

- ・公共交通などの利用が困難な移動制約者に対する支援を行います。
- ・タクシー事業者に、福祉車両の充実などに向けて要請を行います。
- ・ノンステップバスの増車に向けて要請を行います。

## 6 福祉のまちづくりの推進体制

福祉のまちづくりの目標を実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を明確にし、その役割を果たすことによって一步一步進んでいきます。

市は、あらゆる機会をとらえて、市民・事業者に対して福祉のまちづくりの普及・啓発に努めると共に、三者が協働してそれぞれの持つ力を発揮し、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

市は、今回策定した福祉のまちづくり推進計画を推進していくために、庁内連絡体制を確立し、推進事業の進行管理を行っていきます。

## 〈用語の説明〉

### 【あ行】

○ NPO(エヌピーオー)

民間の非営利組織。福祉や環境、政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動や課題に対し、市民・民間の支援のもとで主体的に取り組んでいる組織。

### 【か行】

○ グループホーム

高齢者・障がいのある人などが、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上援助を行い援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設です。

### 【た行】

○ ドア・ツー・ドア

家の玄関から目的地の玄関へ直接、配達や到着するというように、移動の利便性をあらわす。

### 【な行】

○ ノーマライゼーション

障がいを持つ人でも地域社会で普通に暮らせるようにすることを意味します。障がいのある人もない人も高齢者などが、一般社会の中で普通の生活が送れるような社会を進めること。

### 【は行】

○ ハードとソフト

「ハード」とは:建物、道路、設備等、おもに『施設』に関するものをさします。

「ソフト」とは:人やシステムや制度など、おもに『施設以外』に関するものをさします。

○ バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建築物や道路などにおける物理的障壁を取り除くこ

とに用いられます。

○ プロデューサー

制作責任者。企画から完成までの一切を統轄する役割をする者です。